

事務連絡
令和3年8月11日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

在留外国人への新型コロナワクチン接種に係る周知広報について（情報提供）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、在留外国人への新型コロナワクチン接種に係る周知広報に関して、出入国在留管理庁から各地方出入国在留管理局等宛てに別添のとおり通知されておりますので、御連絡いたします。

入管庁支第614号
令和3年8月11日

地方出入国在留管理局長 殿
地方出入国在留管理局支局長 殿
(除く空港支局長)

出入国在留管理庁在留管理支援部長 君塚 宏
(公印省略)

在留外国人への新型コロナワクチン接種に係る周知広報について (通知)

新型コロナウイルス感染症については、在留外国人の間においてもクラスターが発生するなどの状況が生じています。このような中、同ウイルス感染予防のための支援等を担う地方公共団体では、言葉の壁や文化・習慣の違いから、在留外国人に対し、感染予防のための必要な情報を伝えるのに苦慮しているとの指摘がなされています。特に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）に係る情報については、在留外国人一人一人に確実に伝わるのが喫緊かつ重要な課題です。

そのため、当庁において、住民票を有する在留外国人に対して、ワクチン接種に係る情報を確実に伝えるためのリーフレット（別添）を作成しましたので、各局・支局において、下記のとおりワクチン接種に係る情報提供に取り組んでいただきますようお願いいたします。なお、リーフレットの多言語版については、後日送付します。

おって、管下出張所長に対しては、貴職から通知願います。

記

1 趣旨

ワクチン接種券が在留カード上の住居地に届くことや多言語対応可能な問合せ窓口を案内することにより、ワクチン接種に関する情報を確実に伝える。

2 周知方法 (例)

以下のような方法を組み合わせるなど、各局の実情に応じて外国人に最も広く確実に情報が行き渡るような方法により周知する。

- (1) 窓口及び待合室等でのリーフレットの掲示や配布
- (2) SNSやメールマガジンの活用

3 周知する期間 当面の間

終了時期については別途在留支援課から連絡する。

4 留意点

本通知発出時点では、我が国に居住する12歳以上の者は予防接種を受けることが可能であり、接種を希望する場合は、対象者ごとの接種スケジュールに従い、原則として住民票所在地の市町村の医療機関等で接種を受けることになる。

ワクチン接種券は、事前に住民票所在地の市町村から送付されるが、仮に接種券が届かない場合には、当該市町村に対して、接種券の再発行申請をすることが可能である。

なお、我が国に居住しているものの住民票のない外国人は、本人確認書類（旅券等）と居住実態を確認できる書類（公共料金に係る請求書等）を持参して現に居住する市町村に相談し、個別に接種の判断を受けることとなる。

5 地方公共団体からの問合せへの対応

本通知については、厚生労働省と協議済みで、同省健康局健康課予防接種室から地方公共団体衛生主管部（局）に対して周知されるところ、本通知に関して地方公共団体担当者から問合せがあった場合には、接種対象者などワクチン接種に関することは厚生労働省に問い合わせるよう案内し、それ以外の当庁の制度や手続については丁寧に説明するなど適切に対応する。

添付物

リーフレット「新型コロナワクチン接種券が届きます！」

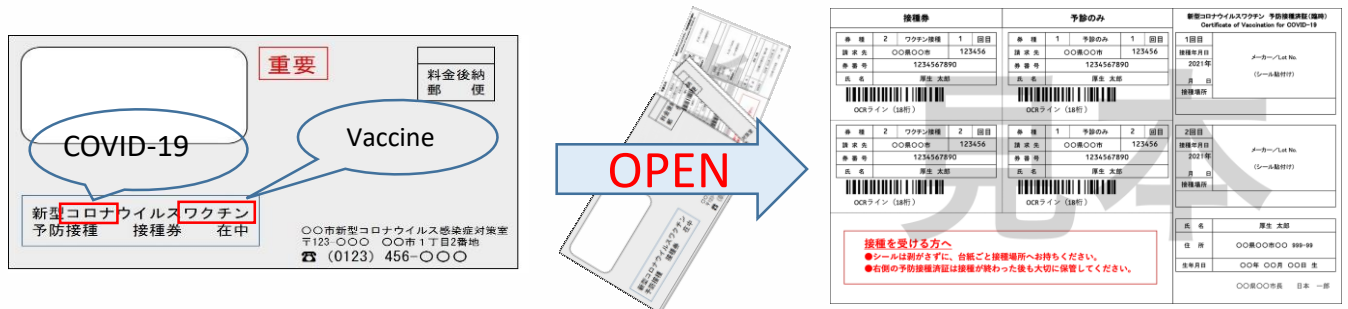
新型コロナワクチンを受けたい外国人の皆さんへ

新型コロナワクチン接種券が届きます！

POINT！

- 「新型コロナワクチン接種券」と「接種のお知らせ」を市町村が順次送付しています。（「接種のお知らせ」例は別添のようなものです。）
- 現住所と在留カードに記載している住所が違うときは接種券が届きません。すぐに、市町村の窓口で住所変更の手続きをしてください。

- ① 市町村から封筒が届きます。封筒に「コロナ」や「ワクチン」と書かれていたら、内容を確認してください。



- ② 新型コロナワクチン接種券は順番に届きます。接種券が届く順番は、市町村のお知らせ（ホームページ等）を確認してください。
- ③ 現住所と在留カードに記載している住所が違う人は、市町村の窓口で住所変更の手続きをしてください。
- ④ 新型コロナワクチン接種券が届いたら、「接種のお知らせ」の内容に従って、予約して、ワクチンを受けてください。
わからない場合には、次頁（1）から（4）にお問い合わせください。



出入国在留管理庁



外国人在留支援センター

外国人在留支援センター
FRESC

問合わせ

新型コロナワクチン接種券が届いてから、わからない場合には、(1) から (4) のいずれかにお問い合わせください。

(1) お住まいの市町村

封筒に記載のある電話番号にかけてください。

(2) 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

電話番号：0120-761-770 (フリーダイヤル)

受付時間：9:00～21:00 (土日・祝日も実施)

対応言語：日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・

スペイン語 9:00～21:00

タイ語 9:00～18:00

ベトナム語 10:00～19:00

(参考) 新型コロナワクチン以外の新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省の電話相談窓口

○ 新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省の電話相談窓口

電話番号：0120-565-653 (フリーダイヤル)

受付時間：9:00～21:00 (土日・祝日も実施)

対応言語：日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・

スペイン語 9:00～21:00

タイ語 9:00～18:00

ベトナム語 10:00～19:00

(3) 外国人在留支援センター F R E S C ヘルプデスク

電話番号：0120-76-2029 (フリーダイヤル)

受付時間：9:00～17:00 (平日のみ実施)

対応言語：日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・

スペイン語・タイ語・ベトナム語・フィリピン語・

クメール語・ネパール語・インドネシア語・

ミャンマー語・モンゴル語・フランス語・シンハラ語・

ウルドゥー語・ベンガル語

(4) 地域における相談窓口 (外国人生活支援ポータルサイト)

・ 日本語 <http://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf>

・ 英語 <http://www.moj.go.jp/isa/content/930005173.pdf>

※ 各窓口によって対応可能な言語が異なります。



接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」を御確認ください。

「コロナワクチンナビ」サイトアドレス：<https://v-sys.mhlw.go.jp>

※ 医療機関や接種会場を探すことができない場合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

※ コロナワクチンナビで直接予約することはできません。



これは、^{こうせいろうどうしょう}厚生労働省が作った例です。

あなたが^す住んでいる^{しちょうそん}市町村が^{おく}送る^しお知らせは、この^{れい}例と^{ちが}違うことが^か書いてある^{ばあい}場合があります。

自治体名

2021年4月5日

新型コロナウイルス 接種のお知らせ

接種費用
無料
(全額公費)



ワクチン接種までの流れ

1 接種可能な時期を確認する

新型コロナウイルスは、**医療従事者等、高齢者、基礎疾患のある方等**から順次接種を開始する予定です。ご自身の接種の順番をご確認いただき、順番が来るまでお待ちください。

- ※ 国からの発表をお待ちください。厚生労働省のホームページやお住まいの市町村の相談窓口でもご確認いただけます。
- ※ 高齢者や基礎疾患のある方の範囲は裏面をご覧ください。
- ※ 少しお待ちいただく可能性はありますが、接種を希望されるすべての方が接種できるように、ワクチンは順次供給されます。安心してお待ちください。

2 医療機関/接種会場を探す

市町村からの広報やインターネットで、ワクチンを受けることができる医療機関や接種会場を探しましょう。

詳しくは右の **接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」**をご確認ください。

「コロナワクチンナビ」サイトアドレス: <https://v-sys.mhlw.go.jp>

- ※ 医療機関や接種会場を探すことができない場合は、お住まいの市町村にお問い合わせすることができます。
- ※ 入院中・入所中の方等を除き、ワクチンは住民票のある市町村（住所地）で受けます。住所地以外でのワクチン接種については、裏面をご覧ください。
- ※ コロナワクチンナビで直接予約をすることはできません。



「コロナワクチンナビ」
二次元コード

3 予約して、ワクチンを受ける

ワクチンを受けたい医療機関/市町村にお問い合わせください。

お近くの指定医療機関 → 医療機関に直接予約（電話、インターネットなど）

市町村の接種会場 → コールセンター: 0000-0000-0000



当日の
持ち物

- ・接種券（このお知らせに同封されています）
- ・本人確認書類
（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証 等）



「接種券」(例)



マイナンバーカード 等

※ 接種前にご自宅で体温を測定し、明らかな発熱がある場合や体調が悪い場合などは、接種を控え、予約した市町村の窓口や医療機関にご連絡ください。

※ 肩を出しやすい服装でお越しください。

※ ワクチンの効果を十分得るために、同じ種類のワクチンを一定の間隔を空けて2回受ける必要があります。1回目を受けた際、次回接種がいつから可能なかご確認ください。

※ 同封された「クーポン券」は、2回分の「接種券」や「予防接種済証」が1枚になっています。毎回、切りはなさず台紙ごとお持ちください。

これは、^{こうせいろうどうしょう つく れい}厚生労働省が作った例です。

あなたが^す住んでいる^{しちやうそん おく し}市町村が^{れい}送る^{ちが}お知らせは、この例と^か違う^{ぼあい}ことが書いてある場合があります。

◎ 高齢者の接種開始

令和3年度中に65歳に達する方（昭和32年4月1日以前に生まれた方）から接種を予定していますが、そのなかでさらに時期を分けることもあります。

◎ 基礎疾患のある方とは

基礎疾患のある方は、高齢者の次に接種が開始される予定です。基礎疾患のある方とは、次のいずれかにあてはまる方です（令和3年3月18日時点）。

1. 以下の病気や状態の方で、通院/入院している方

- | | |
|--|--|
| 1. 慢性の呼吸器の病気 | 8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている |
| 2. 慢性の心臓病（高血圧を含む。） | 9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 |
| 3. 慢性の腎臓病 | 10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） |
| 4. 慢性の肝臓病（肝硬変等） | 11. 染色体異常 |
| 5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病
又は他の病気を併発している糖尿病 | 12. 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態） |
| 6. 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。） | 13. 睡眠時無呼吸症候群 |
| 7. 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。） | 14. 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合） |

2. 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

※ BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)

※ BMI 30の目安：身長170cmで体重87kg、身長160cmで体重77kg

なお、同じ時期に、高齢者施設等の従事者への接種も開始される予定です。

◎ 住民票がある場所（住所地）以外での接種について

- ・入院・入所中の医療機関や施設でワクチンを受ける方 → 医療機関や施設でご相談ください。
- ・基礎疾患で治療中の医療機関でワクチンを受ける方 → 医療機関でご相談ください。
- ・お住まいが住所地と異なる方 → 実際に住まいの地域でワクチンを受けられる場合があります。コロナワクチンナビでご確認いただくか、実際に住まいの市町村の相談窓口にお問い合わせください。

◎ ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です

現在、何かの病気で治療中の方や、体調など接種に不安がある方は、かかりつけ医等とご相談の上、ワクチンを受けるかどうかお考えください。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、[首相官邸ワクチン特設ページ](#)をご覧ください。

官邸 コロナ ワクチン 検索



ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。